

53—04 T

類似商標の移転に伴う混同防止の取消審判

1. 趣旨

この取消審判制度は、連合商標制度の廃止により、類似商標の分離移転及び類似関係にある商品・役務についても商標権の分割移転が許容されたことに対応して混同防止のための担保措置の一つとして設けられたものである。

(平成8年改正「平成8年法律第68号」)

2. 概要

- (1) 商標権が移転された結果、互いに抵触する商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的での登録商標の使用であって他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品（役務）と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録の取消審判を請求することができる（商 § 52の2）。
- (2) この取消審判は、商 § 52の2に規定する商標権者の商標の使用の事実がなくなった日から5年を経過した後は請求することができない（商 § 52の2②→商 § 52）。
- (3) 商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、その商標権は、その後消滅する（商 § 54①）。
- (4) 商標登録を取り消すべき旨の審決を受けた商標権者は、その審決が確定した日から5年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない（商 § 52の2②→商 § 51②、商 § 15①）。

(改訂H27.2)